



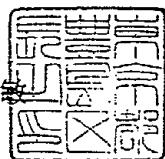
清掃・交通特別委員会資料
平成 7年 7月 17日

(写)

7 豊都都収第3号
平成 7年 7月 13日

東京都知事
青島幸男 殿

東京都豊島区長
加藤一



東京都市計画ごみ焼却場の決定について（回答）

平成 7 年 4 月 5 日付 6 都市施設第 100 号で照会のあったことについては、
下記の意見を付して了承します。

記

1. 工場建設及びその運営にあたっては、環境影響評価に関する手続きにおいて付した「評価書案に対する区長意見」（平成 6 年 10 月 28 日）及び「見解書に対する区長意見」（平成 7 年 2 月 7 日）の実現に最善の努力を払われたい。
2. 上記 1 の中で特に次のことについて最大限の努力を払われたい。
 - (1) 清掃車両の低公害車への転換については、周辺地域への環境影響を極力少なくするため、早急に転換計画を明確にし、積極的に進めること。
 - (2) ダイオキシン類の対策については、最新の抑制除去技術を用い、尚一層の低減に向けた技術開発等に積極的に取り組むとともに、住民の信頼を強く得るために、これら測定数値等を含め情報公開をし、工場運営協議会で十分協議すること。
3. 東京都豊島地区清掃工場建設事業に係る環境影響評価書案に対する「審査意見書」（平成 7 年 3 月 3 日）の内容を遵守されたい。
4. 街づくりの視点を踏まえ周辺環境整備については、積極的な対応を図られたい。
5. 工場建設にあたっては周辺地域住民等の要望・意見に十分配慮し、積極的に対応されたい。

写

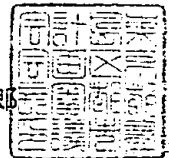


答申第55号
平成7年7月7日

東京都豊島区長
加藤一敏 殿

東京都豊島区都市計画審議会

会長 久保田 庄三郎



東京都市計画ごみ焼却場の決定について（答申）

平成7年6月12日付諮問第55号で諮問のあったことについては、了承いたします。

なお、下記について東京都知事に要望されたい。

記

1. 工場建設及びその運営にあたっては、環境影響評価に関する手続きにおいて付した「評価書案に対する区長意見」（平成6年10月28日）及び「見解書に対する区長意見」（平成7年2月7日）の実現に最善の努力を払うこと。
2. 上記1の要望の中で特に次のことについて最大限の努力を払うこと。
 - (1) 清掃車両については、周辺地域への環境影響を極力少なくするため、低公害車への早急な転換計画案を明確にして積極的に進めること。
 - (2) ダイオキシン類の対策については、最新の抑制除去技術を用い、尚一層の低減に向けた技術開発等に積極的に取り組むとともに、住民の信頼を強く得るために、これら測定数値等を含め情報公開をし、工場運営協議会で十分協議すること。
3. 東京都豊島地区清掃工場建設事業に係る環境影響評価書案に対する「審査意見書」（平成7年3月3日）の内容を遵守すること。
4. 街づくりの視点を踏まえ周辺環境整備については、積極的な対応を図ること。
5. 工場建設にあたっては周辺地域住民等の要望・意見に十分配慮し、積極的に対応すること。

